

第22回定時株主総会招集ご通知

インターネット開示事項

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社アルマード

上記の事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.almado.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	110,000	-	-
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	110,000	-	-
当 期 変 動 額			
自己株式の取得			
自己株式の処分		30,480	30,480
自己株式の処分 (新株予約権の行使)		1,260	1,260
自己株式の消却			
当 期 純 利 益			
当 期 変 動 額 合 計	-	31,740	31,740
当 期 末 残 高	110,000	31,740	31,740

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計	純資産 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計			
		別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	15,000	110,000	2,476,232	2,601,232	△394,000	2,317,232	2,317,232
会計方針の変更による 累積的影響額			△3,390	△3,390		△3,390	△3,390
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	15,000	110,000	2,472,842	2,597,842	△394,000	2,313,842	2,313,842
当 期 変 動 額							
自己株式の取得					△299,937	△299,937	△299,937
自己株式の処分					10,000	40,480	40,480
自己株式の処分 (新株予約権の行使)					50,400	51,660	51,660
自己株式の消却			△321,200	△321,200	321,200	-	-
当 期 純 利 益			582,212	582,212		582,212	582,212
当 期 変 動 額 合 計	-	-	261,012	261,012	81,662	374,414	374,414
当 期 末 残 高	15,000	110,000	2,733,855	2,858,855	△312,337	2,688,257	2,688,257

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。

（リース資産を除く）ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 2年～10年

無形固定資産…定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金…従業員の賞与支給に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、化粧品、健康食品の企画、開発及び販売を行っており、このような商品販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。なお、商品の国内販売において、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート等を控除した金額で測定しております。ただし、TV通販上については商品到着後30日間は返品保証義務が生じることから、返品相当額については、その保証期間経過後に収益を計上しており、返品資産を流動資産の「その他」及び返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。当該返金負債は、契約条件や過去の実績などに基づき見積もっております。

物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、TV通販上について一時時点で売上を計上しておりましたが、商品到着後30日間は返品保証義務が生じることから、返品相当額については、その保証期間経過後に収益を計上する方法に変更しており、返品資産を流動資産の「その他」及び返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の収益性の低下による帳簿価額の切下げ

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

商品 726,547千円

商品評価損(売上原価) △11,604千円(洗替益)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社の棚卸資産は化粧品と健康食品の2つに大きく分類されます。これらの商品は消費者から最新のものが好まれ、古いものは敬遠される傾向にあります。また競合他社の商品の台頭により市場価値が下落し、収益性が低下する可能性があります。棚卸資産の収益性の低下に係る見積りは個別品目ごとに行っており、収益性の低下が認められる棚卸資産については、一定の回転期間に応じて定期的に帳簿価額を切下げております。

また、当社では顧客のニーズに合わせて商品リニューアルを実施しており、リニューアル後は旧商品の収益性が低下する傾向にあります。このようにして収益性の低下が認められる棚卸資産については、個別品目ごとに将来における販売見込数量を算定しており、販売困難と判断したものについては、帳簿価額を切下げております。

②主要な仮定

期末時点における正味売却価額の見積もりが困難であることから、棚卸資産の収益性の低下による帳簿価額の切下げにおいては、一定の回転期間に応じた販売可能性の低下の程度を仮定しております。販売可能性の低下の程度は、過年度における棚卸資産の販売実績を基礎として算出しております。

また、商品リニューアル等に伴う収益性の低下による帳簿価額の切下げにおいては、商品の陳腐化による販売可能性の低下の程度を仮定しております。販売可能性の低下の程度は、陳腐化事由発生後の販売実績を基礎として算出しております。

③翌年度の計算書類に与える影響

棚卸資産の帳簿価額の切下げ額を算定するにあたっては、現時点での仮定が今後も継続するとの前提をおいておりますが、仮定が変動する場合にはその金額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

(新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響について)

当社は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が当面の間継続するものとして固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見直しを行っております。現時点において当社の業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定な要素が多く、今後の収束時期等を合理的に予測することは困難であるため、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 48,979千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,500,000千円
借入実行残高	70,000千円
差引額	1,430,000千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	12,000,000株	—	1,606,000株	10,394,000株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,970,000株	335,800株	1,908,000株	397,800株

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の減少1,606,000株は、自己株式の消却によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の増加335,800株は、自己株式の取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少1,908,000株は、自己株式の消却1,606,000株、上場時における自己株式の処分50,000株、ストック・オプションの行使に伴う自己株式の処分252,000株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

配当金の総額	399,848千円
1株当たり配当額	40円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 新株予約権に関する事項

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 62,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

A. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、管理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

B. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,175,740	1,175,740	—
(2) 受取手形	695,682	695,682	—
(3) 売掛金	333,383	333,383	—
資産計	2,204,806	2,204,806	—
(1) 買掛金	192,453	192,453	—
(2) 短期借入金	70,000	70,000	—
(3) リース債務（流動負債）	897	878	△19
(4) 未払金	89,042	89,042	—
(5) 未払費用	14,231	14,231	—
(6) 未払法人税等	226,628	226,628	—
(7) 未払消費税等	18,692	18,692	—
(8) 預り金	3,465	3,465	—
(9) リース債務（固定負債）	1,895	1,747	△147
負債計	617,305	617,139	△166

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、

(7) 未払消費税等、(8) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（流動負債）、(9) リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 市場価格のない株式等

該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	—	1,175,740	—	1,175,740
受取手形	—	695,682	—	695,682
売掛金	—	333,383	—	333,383
資産計	—	2,204,806	—	2,204,806
買掛金	—	192,453	—	192,453
短期借入金	—	70,000	—	70,000
リース債務（流動負債）	—	878	—	878
未払金	—	89,042	—	89,042
未払費用	—	14,231	—	14,231
未払法人税等	—	226,628	—	226,628
未払消費税等	—	18,692	—	18,692
預り金	—	3,465	—	3,465
リース債務（固定負債）	—	1,747	—	1,747
負債計	—	617,139	—	617,139

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,175,740	—	—	—
受取手形	695,682	—	—	—
売掛金	333,383	—	—	—
合計	2,204,806	—	—	—

(5) 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	70,000	—	—	—	—	—
リース債務	897	930	964	—	—	—
合計	70,897	930	964	—	—	—

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度

(2022年3月31日)

繰延税金資産	
賞与引当金	7,134千円
商品評価損	37,981千円
敷金	3,829千円
未払金	6,360千円
未払事業税	11,404千円
退職給付引当金	9,412千円
その他	5,305千円
繰延税金資産小計	81,428千円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	81,428千円
繰延税金負債	
前払費用	△3,705千円
その他	△378千円
繰延税金負債合計	△4,083千円
繰延税金資産の純額	77,344千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	長谷部由紀夫	—	当社元会長	被所有 間接 12.32%	当社の株主	顧問報酬	15,000	—	—
役員	保科史朗	—	当社営業 管掌役員	被所有 間接 0.58%	当社取締役	新株予約権の 権利行使	11,890	—	—
元役員	長谷部裕二	—	当社元 企画・製造管 掌役員	被所有 直接 0.30% 間接 3.08%	当社元 取締役	新株予約権の 権利行使	20,500	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

長谷部由紀夫氏の顧問報酬については、業務の内容を勘案し、両者が協議して決定した契約に基づいて金額を決定しております。

保科史朗氏及び長谷部裕二氏の新株予約権の権利行使については、2015年3月

23日開催の臨時株主総会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 長谷部裕二氏は2022年3月31日付で当社取締役を退任しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

区分	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)
TV通販	1,356,044	25.3
外販 (一般流通)	248,205	4.6
外販 (OEM販売) ※	1,742,440	32.5
直販 (EC)	2,018,407	37.6
合計	5,365,098	100.0

※ OEM販売額のうち、インターネット販売を主としているOEM先への売上高

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(個別注記表) 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①返品資産及び返金負債の残高

返品資産及び返金負債の残高は以下のとおりです。

当事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
返品資産	4,432	1,237
返金負債	9,319	2,601

(注) 貸借対照表上、返品資産を流動資産の「その他」に、返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 268円93銭

(2) 1株当たりの当期純利益 57円81銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」に与える影響は軽微であります。

13. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

現下の業績動向と内部留保の充実度を鑑み、資本効率の向上を図るため。

(2) 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

300,000株（上限）

③株式の取得価額の総額

300,000千円（上限）

④取得の期間

2022年5月12日～2022年6月30日

⑤取得の方法

東京証券取引所における市場買付

（従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、派遣社員を除く当社従業員（以下「対象従業員」という。）に対する譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用したインセンティブ制度（以下「従業員RS報酬制度」という。）を実施することについて決議いたしました。

(1)本制度の導入目的

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、全従業員が、経営ビジョンの実現を目指して株主との価値共有をより一層すすめる、当社の社会価値と経済価値の最大化に取り組むことを目的として、譲渡制限付株式（業績等条件付）を活用したインセンティブ制度の実施を決定いたしました。

(2)本制度の概要

2022年5月20日開催の取締役会の決議に基づき、当社は自己株式の処分により対象従業員に譲渡制限株式の割当てを行います。対象従業員は2023年7月1日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします（以下「本譲渡制限」という。）。また対象従業員は、本譲渡制限期間中、本株式に係る議決権の行使その他の株主権の行使（本株式から生じる剰余金の配当を受ける権利に基づく当該配当金の受取を含むがこれに限られない。）をすることができるものとします。本譲渡制限は、当社にて定めた一定の業績目標の達成を条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除するものとします。なお、本譲渡制限期間の満了時において、対象従業員が保有する本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当社が当然にこれを無償で取得するものとします。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

(1)自己株式処分の目的

上記「(従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入)(1)本制度の導入目的」に記載のとおりであります。

(2)自己株式処分の概要

①処分期日

2022年7月28日

②処分する株式の種類及び数

当社普通株式 19,872株

③処分価額

1株につき 1,230円

④処分総額

24,442,560円

⑤処分予定先の人数並びに処分株式の数

当社従業員 43名

19,872株